

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
公 告	
○高知県立足摺海洋館の指定管理者の募集 (地域観光課)	1
○高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の募集 (森づくり推進課)	1
○高知県立月見山こどもの森の指定管理者の募集 (自然共生課)	2
○高知県立室戸体育館の指定管理者の募集 (公園下水道課)	3
○高知県立池公園の指定管理者の募集 (")	4
○高知県立海岸緑地公園の指定管理者の募集 (港湾・海岸課)	4
高知県教育委員会公告	
○高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の募集 (教育委員会事務局生涯学習課)	5

公 告

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例（昭和49年高知県条例第46号）第1条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

- 令和4年8月23日
 高知県知事 濱田 省司
- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
 - (1) 施設の名称
高知県立足摺海洋館（以下「海洋館」という。）
 - (2) 施設の所在地
土佐清水市三崎字今芝4032
 - (3) 施設の概要
募集要項に記載のとおり
 - 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 海洋館の会議室の利用の許可等、許可の取消し等その他

- の施設の利用の許可に関する業務
- (2) 海洋館の資料等の観覧者及び海洋館の会議室の利用者が納付する利用料金の收受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
 - (3) 海洋館の資料等、施設、設備等の維持管理に関する業務
 - (4) 海洋館の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務
- 3 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。
 - 4 応募資格
高知県内に主たる事業所（本社又は本店等をいう。）を有し、かつ、3の指定期間中、海洋館の利用において、県民の平等利用を確保し、海洋館の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、海洋館の管理運営を安定して継続に行うことができる法人その他の団体又はこれらにより構成されるグループとする。
なお、グループの構成は、次のいずれかとする。
 - (1) 県内事業者のみによるもの
 - (2) 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置く者に限る。）によるもの
 - 5 指定の手続
 - (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。
 - ア 2の業務に係る事業計画書
 - イ 2の業務に係る収支予算書
 - ウ 2の業務に係る管理代行料提案書
 - エ 定款、規約その他これらに類する書類
 - オ 法人にあつては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
 - キ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書
 - ク 法人にあつては、直近の法人県民税、法人事業税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ケ アからクまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する

- 書類
- (2) 募集期間は、令和4年8月23日（火）から同年10月24日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間（午後零時から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便又は配達記録郵便によるものとし、令和4年10月24日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。
 - (3) 申請書の提出を予定しているものは、公募参加表明書を令和4年8月23日から同年10月11日（火）まで（日曜日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間（午後零時から午後1時までの間を除く。）に7の提出場所に提出すること。
 - (4) 現地説明会を令和4年9月13日（火）午後1時から開催するので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこと。
 - (5) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
 - (6) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。
なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県観光振興部地域観光課ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/020601/>）からも入手することができる。
 - (7) (1)の申請書等に虚偽の記載があつた場合は、失格とする。
- 6 その他
県は、指定管理者と海洋館の指定管理業務に関し包括的な事項を定めた基本協定及び年度ごとの実施事項を定めた年度協定を締結する。
 - 7 申請書等の提出場所、公募参加表明書の提出場所、現地説明会の参加申込先、募集要項の配布場所及び問い合わせ先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県観光振興部地域観光課
電話番号088-823-9706
ファクシミリ番号088-823-9256
電子メールアドレス020601@ken.pref.kochi.lg.jp
- ~~~~~
- 森林総合センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第6号）第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理

者」という。)を次のとおり募集する。

令和4年8月23日

高知県知事 濱田 省司

1 指定管理者が業務を行う施設の概要

(1) 施設の名称

高知県立森林研修センター研修館(以下「研修館」という。)

(2) 施設の場所

香美市土佐山田町大平80番地

(3) 施設の概要

募集要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務

(1) 研修館の許可施設の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務

(2) 研修館の許可施設の利用料金の收受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務

(3) 研修館の施設、設備等の維持管理に関する業務

(4) 研修館の利用促進に関する業務

(5) 研修館の食堂の運営に関する業務

(6) 研修館の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないとき認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事業所(本社又は本店等をいう。)を有し、かつ、3の指定期間中、研修館の利用において、県民の平等利用を確保し、研修館の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、研修館の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのもにより構成されるグループとする。

なお、グループの構成は、次のいずれかとする。

(1) 県内事業者のみによるもの

(2) 県内事業者及び県外事業者(指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置くものに限る。)によるもの

5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に係る事業計画書

イ 2の業務に係る収支予算書

ウ 定款、規約その他これらに類する書類

エ 法人にあつては当該法人の登記事項証明書(提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)、法人以外の団体にあつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し(本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)

オ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

カ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書

キ アからカまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類

(2) 募集期間は、令和4年8月23日(火)から同年10月21日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和4年10月21日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。

(3) 現地説明会を令和4年8月31日(水)午前10時から開催するので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこと。

(4) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(5) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県林業振興・環境部森づくり推進課のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030201/>)からも入手することができる。

(6) (1)の申請書等に虚偽の記載があつた場合は、失格とする。

6 その他

県は、指定管理者と研修館の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先、募集要項の配布場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0850

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県林業振興・環境部森づくり推進課

電話番号088-821-4571

ファクシミリ番号088-821-4576

電子メールアドレス030201@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例(昭和55年高知県条例第11号)第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。

令和4年8月23日

高知県知事 濱田 省司

1 指定管理者が業務を行う施設の概要

(1) 施設の名称

高知県立月見山こどもの森(以下「月見山こどもの森」という。)

(2) 施設の場所

香南市香我美町岸本及び夜須町坪井

(3) 施設の概要

募集要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務

(1) 月見山こどもの森における行為の許可等、月見山こどもの森のキャンプ場及びこどもの森ハウスの利用の許可等、行為又は利用の許可の取消し等その他の行為又は利用の許可に関する業務

(2) 月見山こどもの森の施設、設備等の維持管理及び補修に関する業務

(3) 月見山こどもの森の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないとき認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事業所(本社又は本店等をいう。)を有し、かつ、3の指定期間中、月見山こどもの森の利用において、県民の平等利用を確保し、月見山こどもの森の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、月見山こどもの森の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのもにより構成されるグループとする。

なお、グループの構成は、次のいずれかとする。

(1) 県内事業者のみによるもの

(2) 県内事業者及び県外事業者(指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置くものに限る。)によるもの

5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)

に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に係る事業計画書

イ 2の業務に係る収支予算書

ウ 定款、規約その他これらに類する書類

エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）

オ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

カ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書

キ アからカまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類

(2) 募集期間は、令和4年8月23日（火）から同年10月21日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和4年10月21日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。

(3) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県林業振興・環境部自然共生課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/>）からも入手することができる。

(5) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他

県は、指定管理者と月見山こどもの森の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 申請書等の提出場所、募集要項の配布場所及び問い合わせ先郵便番号780-0850

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県林業振興・環境部自然共生課

電話番号088-821-4842

ファクシミリ番号088-821-4530

電子メールアドレス030701@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例（平成3年高知県条例第2号）第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

令和4年8月23日

高知県知事 濱田 省司

1 指定管理者が業務を行う施設の概要

(1) 施設の名称

高知県立室戸体育館（以下「体育館」という。）

(2) 施設の場所

室戸市室戸岬町

(3) 施設の概要

募集要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務

(1) 体育館の利用施設の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務

(2) 体育館の利用施設の利用料金の收受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務

(3) 体育館の施設、設備等の維持管理に関する業務

(4) 体育館の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

3 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事業所（本社又は本店等をいう。）を有し、かつ、3の指定期間中、体育館の利用において、県民の平等利用を確保し、体育館の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、体育館の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのもにより構成されるグループとする。

なお、グループの構成は、次のいずれかとする。

(1) 県内事業者のみによるもの

(2) 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置くものに限る。）によるもの

5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に係る事業計画書

イ 2の業務に係る収支予算書

ウ 2の業務に係る管理代行料提案書

エ 定款、規約その他これらに類する書類

オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）

カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

キ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書

ク 法人にあっては、直近の法人県民税、法人事業税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ グループでの応募の場合にあっては、その構成員の役割分担に関する書類

コ アからケまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類

(2) 募集期間は、令和4年8月23日（火）から同年10月28日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和4年10月28日の消印のあるものまで受け付ける。

(3) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県土木部公園下水道課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171801/>）からも入手することができる。

(5) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他

県は、指定管理者と体育館の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 申請書等の提出場所、募集要項の配布場所及び問い合わせ先郵便番号780-8570

<p>高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県土木部公園下水道課 電話番号088-823-9853 ファクシミリ番号088-823-9036 電子メールアドレス171801@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>~~~~~</p> <p>高知県立池公園の設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第64号）第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。</p> <p>令和4年8月23日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 指定管理者が業務を行う施設の概要</p> <p>(1) 施設の名称 高知県立池公園（以下「公園」という。）</p> <p>(2) 施設の場所 高知市池</p> <p>(3) 施設の概要 募集要項に記載のとおり</p> <p>2 指定管理者が行う業務</p> <p>(1) 公園における行為の許可等、公園のテニスコートの利用の許可等、公園における行為の許可又は公園のテニスコートの利用の許可の取消し等その他の公園における行為の許可又は公園のテニスコートの利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 公園における行為及び公園のテニスコートの利用に係る利用料金の收受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務</p> <p>(3) 公園の施設、設備等及び植栽並びに物品の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 公園の設置の目的を達成するための事業の企画及び実施に関する業務</p> <p>3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないとき認められるときは、その指定を取り消すものとする。</p> <p>4 応募資格 高知県内に主たる事業所（本社又は本店等をいう。）を有し、かつ、3の指定期間中、公園の利用において、県民の平等利用を確保し、公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、公園の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。</p> <p>なお、グループの構成は、次のいずれかとする。</p> <p>(1) 県内事業者のみによるもの</p> <p>(2) 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点</p>	<p>までに高知県内に事業所、事務所等を置くものに限る。）によるもの</p> <p>5 指定の手続</p> <p>(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。</p> <p>ア 2の業務に係る事業計画書</p> <p>イ 2の業務に係る収支予算書</p> <p>ウ 2の業務に係る管理代行料提案書</p> <p>エ 定款、規約その他これらに類する書類</p> <p>オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）</p> <p>カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類</p> <p>キ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書</p> <p>ク 法人にあっては、直近の法人県民税、法人事業税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書</p> <p>ケ グループでの応募の場合にあっては、その構成員の役割分担に関する書類</p> <p>コ アからケまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類</p> <p>(2) 募集期間は、令和4年8月23日（火）から同年10月28日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和4年10月28日の消印のあるものまで受け付ける。</p> <p>(3) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。</p> <p>(4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。</p> <p>なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県土木部公園下水道課のホームページ（https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171801/）からも入手することができる。</p> <p>(5) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とす</p>	<p>る。</p> <p>6 その他 県は、指定管理者と公園の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。</p> <p>7 申請書等の提出場所、募集要項の配布場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県土木部公園下水道課 電話番号088-823-9853 ファクシミリ番号088-823-9036 電子メールアドレス171801@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>~~~~~</p> <p>高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例（平成13年高知県条例第6号）第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。</p> <p>令和4年8月23日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 指定管理者が業務を行う施設の概要</p> <p>(1) 施設の名称及び場所</p> <p>ア 高知県立甲浦港海岸緑地公園（以下「甲浦港海岸緑地公園」という。） 安芸郡東洋町白浜</p> <p>イ 高知県立手結港海岸緑地公園（以下「手結港海岸緑地公園」という。） 香南市夜須町坪井</p> <p>(2) 施設の概要 募集要項に記載のとおり</p> <p>2 指定管理者が行う業務</p> <p>(1) 甲浦港海岸緑地公園又は手結港海岸緑地公園における行為の許可等、甲浦港海岸緑地公園又は手結港海岸緑地公園の有料施設の利用の許可等、甲浦港海岸緑地公園若しくは手結港海岸緑地公園における行為の許可又は甲浦港海岸緑地公園若しくは手結港海岸緑地公園の有料施設の利用の許可の取消し等その他の甲浦港海岸緑地公園若しくは手結港海岸緑地公園における行為の許可又は甲浦港海岸緑地公園若しくは手結港海岸緑地公園の有料施設の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 甲浦港海岸緑地公園又は手結港海岸緑地公園における行為の許可及び甲浦港海岸緑地公園又は手結港海岸緑地公園の有料施設の利用の許可に係る利用料金の收受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務</p> <p>(3) 甲浦港海岸緑地公園又は手結港海岸緑地公園の施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる業務のほか、募集要項に記載する業務</p>
---	---	---

<p>3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すものとする。</p> <p>4 応募資格 高知県内に主たる事業所（本社又は本店等をいう。）を有し、かつ、3の指定期間中、甲浦港海岸緑地公園又は手結港海岸緑地公園の利用において、県民の平等利用を確保し、甲浦港海岸緑地公園又は手結港海岸緑地公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、甲浦港海岸緑地公園又は手結港海岸緑地公園の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。 なお、グループの構成は、次のいずれかとする。 (1) 県内事業者のみによるもの (2) 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置くものに限る。）によるもの</p> <p>5 指定の手続 (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。 ア 2の業務に係る事業計画書 イ 2の業務に係る収支予算書 ウ 2の業務に係る管理代行料提案書 エ 定款、規約その他これらに類する書類 オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、 カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類 キ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書 ク アからキまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類 (2) 募集期間は、令和4年8月23日（火）から同年10月21日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便又は配達記録郵便によるものとし、令和</p>	<p>4年10月21日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。</p> <p>(3) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。</p> <p>(4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。 なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に高知県土木部港湾・海岸課及び各土木事務所で行う。また、募集要項は、高知県土木部港湾・海岸課ホームページ（https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/175001/）からも入手することができる。</p> <p>(5) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。</p> <p>6 その他 県は、指定管理者と甲浦港海岸緑地公園の指定管理業務又は手結港海岸緑地公園の指定管理業務に関し包括的な事項を定めた基本協定及び年度ごとの実施事項を定めた年度協定を締結する。</p> <p>7 申請書等の提出場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県土木部港湾・海岸課 電話番号088-823-9883 ファクシミリ番号088-823-9657 電子メールアドレス175001@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p style="text-align: center;">----- 教育委員会公告 -----</p> <p>高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第2号）第11条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。 令和4年8月23日 高知県教育長 長岡 幹泰</p> <p>1 指定管理者が業務を行う施設の概要 (1) 施設の名称 高知県立塩見記念青少年プラザ（以下「青少年プラザ」という。） (2) 施設の場所 高知市小津町6番4号 (3) 施設の概要 募集要項に記載のとおり</p> <p>2 指定管理者が行う業務 (1) 青少年プラザの許可施設の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務</p>	<p>(2) 青少年プラザの許可施設の使用料の徴収に関する業務（調定事務を除く。） (3) 青少年プラザの施設、設備等の維持管理に関する業務 (4) 青少年プラザの設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務</p> <p>3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すものとする。</p> <p>4 応募資格 高知県内に主たる事業所（本社又は本店等をいう。）を有し、かつ、3の指定期間中、青少年プラザの利用において、青少年の平等利用を確保し、青少年プラザの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、青少年プラザの管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。 なお、グループの構成は、次のいずれかとする。 (1) 県内事業者のみによるもの (2) 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置くものに限る。）によるもの</p> <p>5 指定の手続 (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。 ア 2の業務に関する事業計画書 イ 2の業務に関する収支予算書 ウ 2の業務に関する管理代行料提案書 エ 定款、規約その他これらに類する書類 オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、 カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類 キ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書 ク 役員の名簿及び略歴を記載した書類 ケ 設立趣旨、事業内容等を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの コ アからケまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類</p>
--	--	--

- (2) 募集期間は、令和4年8月23日(火)から同年10月21日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和4年10月21日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。
- (3) 現地説明会を令和4年9月8日(木)午後1時30分から開催するので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこと。ただし、参加を希望するものがない場合は、現地説明会を開催しない。
- (4) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (5) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。
なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県教育委員会事務局生涯学習課のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310401/>)からも入手することができる。
- (6) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- 6 その他
高知県教育委員会は、指定管理者と青少年プラザの管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。
- 7 申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先、募集要項の配布場所及び問い合わせ先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目7番52号
高知県教育委員会事務局生涯学習課
電話番号088-821-4745
ファクシミリ番号088-821-4505
電子メールアドレス310401@ken.pref.kochi.lg.jp